

三重県子ども・少子化対策計画（仮称）骨子案（たたき台）

計画の策定にあたって

1 少子化の動向や子ども・子育てを取り巻く環境

- ・「みえ県民意識調査」の結果によると、理想の子どもの数が 2.5 人に対し、実際の子どもの数は 1.6 人とどまっており、また、20 歳代の未婚者で 9 割を超える方が「いずれ結婚するつもり」と回答しているにも関わらず、50 歳時の男性の未婚率が 20%を超えているなど、結婚と出産について理想と現実のギャップが生じている。
- ・平成 2 年の「1.57 ショック」を契機に、国は少子化対策に取り組んできた。合計特殊出生率は平成 17 年の 1.26 を底に徐々に上昇しているが、平成 25 年は 1.43 と依然として低い水準にある。
- ・人口減少社会が到来し、多くの市町が「消滅」危機にあることすら懸念される中で、自然減対策として、今、抜本的な少子化対策を強化しなければ手遅れになる。
- ・一方で、少子高齢化の進行、生活スタイルの変化、産業構造と雇用形態の変化、インターネットの普及など、社会環境の変化を背景に、家族の在り方が多様化し、地域社会における人間関係が変容するなかで、児童虐待・いじめや不登校の件数の増加、先進国の中でも深刻といわれる貧困状況など、子どもたちに関わるさまざまな問題が顕在化している。

2 計画の位置づけ

この計画は、取組項目の一部が重複するとともに相互に関連する以下の計画を一体化した計画である。

(1) 少子化対策計画

- ・平成 26 年 2 月に策定した「三重県地域少子化対策強化計画」は、平成 26 年度単年度の計画であり、国においても、「少子化社会対策基本法」に基づき、新たな少子化対策の「大綱」の策定に向けた検討が行われていることから、少子化対策全般に関する中期的な計画として策定。

(2) 次世代育成支援対策推進法第 9 条第 1 項に規定される都道府県行動計画

- ・平成 26 年 4 月に改正された「次世代育成支援対策推進法」を踏まえ、子どもや子育て家庭をささえあう地域社会づくりについて定めた「第二期三重県次世代育成支援行動計画」(平成 22 年度～26 年度)を改定。

(3) 子ども子育て支援法第 62 条第 1 項に規定される都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

- ・子ども・子育て支援新制度が平成 27 年度から本格施行されるのに向けて、幼児期の学校教育・保育、子育て支援サービスの需要およびそれらの確保策について策定。

(4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条第 1 項に規定される自立促進計画

- ・「母子及び寡婦福祉法」が改正され、平成 26 年 10 月から父子家庭に対する支援の拡充が図られることなども踏まえ、「第二期三重県ひとり親家庭等自立支援促進計画」(平成 22 年度～26 年度)を改定。

3 計画期間

平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間とする。

II 計画のめざすべき社会像等

1 めざすべき社会像

計画のめざすべき社会像を「結婚・妊娠・子育てなどの希望が叶い、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」とする。

- ・ 県民の皆さんが、結婚したいときに結婚でき、子どもを産みたい人が産みたいときに安心して子どもを産み育てることができるように、社会的な制約やさまざまな要因[※]がなくなっている。

(※) 例えば、女性が仕事のキャリア形成との両立に不安を感じたり、困難であることを理由に妊娠・出産を躊躇^{ちゅうちよ}・先送りすることや、年齢が高くなるに従い妊娠率が低下する等の医学的・科学的に正しい情報を知らず、結果として妊娠・出産の希望が叶わないこと、育児との両立に関する制度を利用しづらい雰囲気など。

- ・ すべての子どもが、障がいの有無や生まれ育った家庭環境に関わらず、地域社会の支えも受けて、(経済的、物質的にのみならず、精神的にも、人間関係の上でも)豊かに育つことができる環境整備が進んでいる。

2 計画推進の原則

めざすべき社会像の実現に取り組むうえで、三重県子ども条例の基本理念や、個人の価値観等を尊重するとともに、社会の基本ユニットである家族が多様化していること等をふまえ、5つの前提や約束事を「計画推進の原則」として掲げる。

(1) 子どもの最善の利益を尊重する

- ・ 子どもを権利の主体としてとらえ、子どもの最善の利益を尊重し、子どもの力を信頼する。

(2) 家族形成は当事者の判断が最優先される

- ・ 結婚や妊娠、出産などについては個人の考え方や価値観が尊重されることが大前提であり、子どもを産む・産まないについては、**パートナーと相談しつつ**女性の判断が最優先されることに留意する。

(3) **人や企業、地域社会の**意識を変える

- ・ 妊娠、出産、子育てに関しては、女性だけが不安や負担感を感じることはないように、一方の当事者である男性も大きく関係する問題であり、また、企業等における働き方に関する問題であるとの認識を持つ。

(4) 家族の特性に応じてきめ細かに支援する

- ・ 家族のあり方は多様化しており、社会的養護を必要とする子どもや家庭への支援を含め、それぞれの「家族」を支えるきめ細かな取組を行い、県民が「家族」の一員として安心して暮らしていけるよう取り組む。

(5) 子どもの育ち、子育て家庭を地域社会で支える

- ・ 子どもは「社会の宝」「私たちの未来」であり、子どもの育ち、子育て家庭を地域社会全体で支える。

3 計画目標

P D C A (計画・実行・評価・改善) のサイクルを回し、取組の進捗状況や達成度合いを県民の皆さんに「見える化」するため、以下のような目標を設定。

- (1) 計画のめざすべき社会像「結婚・妊娠・子育てなどの希望が叶い、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」を踏まえ、計画全体を網羅する目標を「総合目標(仮称)」として設定。
- (2) 「総合目標(仮称)」以外に、重点的な取組などの進行管理を行うための「重点目標(仮称)」などを設定。
- (3) 目標値は設定しないものの、少子化の状況を把握する上でフォローが必要な指標を「モニタリング指標(仮称)」として整理。

ライフステージ毎の取組方向

以下のとおり、ライフステージごとに、働き方も含め、現状と課題やめざすべき方向性、具体的な取組内容等について整理し、めざすべき社会像の実現に向けて、切れ目のない支援を行います。

1 子ども・思春期

(現状と課題)

- ・核家族化が進行し、地域の結びつきも弱くなる中、子どもたちが、家庭を築き、家庭生活や家族の大切さなどについて考える機会が少なくなっている。
- ・インターネット等IT環境の普及により性に関する情報が簡単に入手できるようになったことから事件に巻き込まれるケースもある。また、若年層のエイズ及び性感染症や人工妊娠中絶なども問題となっており、生徒が学校において妊娠・出産に関する医学的知識等を身につける必要性がさらに高まってきている。
- ・妊娠・出産に関して、医学的な適齢期があることや不妊の原因の半分は男性にあるということがあまり知られていない。

2 若者 / 結婚

(現状と課題)

- ・結婚していない理由は、「出会いがない(47.2%)」、「理想の相手に出会えていない(40.5%)」、「収入が少ない(30.4%)」が上位を占めている。(第3回みえ県民意識調査)
- ・平成25年度の厚生労働白書によると、非正規で働く30～34歳男性の既婚率は28.5%で、正社員の59.3%を大幅に下回る現状があり、若い世代で年収300万円以下では既婚率が10%に満たない。
- ・結婚を望む方を後押しするためにも、若年者層の就労支援など経済的な基盤を確保するための支援が求められていると考えられる。(みえ県民意識調査分析レポート(平成26年度))
- ・ひきこもり・ニートなど困難を有する若者に対して、問題や原因を早期に発見し、支援していくための幅広いネットワークの構築が必要。
- ・特に男性の参加者は身だしなみやコミュニケーションに対する認識が低いため、市町やNPOなどの出逢いを支援している団体の中には、実施前のセミナーの必要性を痛感し、主催団体において事前講習を実施しているところもある。
- ・地元の市町が主催する事業には、周囲の目が気になって参加しづらい、という声もある。
- ・市町における出逢い支援事業について、「県に最も期待する支援内容」としては、「情報発信」に続いて「財政支援」が多い。

3 妊娠・出産

(現状と課題)

- ・核家族化や少子化等に伴い妊産婦の孤立傾向が進む中、特に産院退院直後は体調が回復していない段階で初めての育児や環境変化への適応等、産婦の悩みや孤立感が高まり、このことが第2子以降の出生行動に影響を与えるという指摘がある。また、児童虐待による死亡事例は、乳児期の子どもが多くを占めており、その背景には母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていたり、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題があるとの指摘がある。
- ・妊娠の経過や子どもの成長過程に応じて産婦人科医、小児科医、助産師等や市町の保健師などがそれぞれ提供するサービスを、例えばフィンランドで提供されている「ネウボラ」のように、利用者がワンストップで対応できる仕組みづくりが重要。
- ・特定不妊治療は、高額な医療費がかかり、保険も適用されないため、不妊に悩む夫婦は大きな経済負担を強いられることが多い。
- ・不育症は、検査や治療方針が確立されていないことから、研究段階の検査や治療を受けるには保険が適用されず高額な医療費がかかることが多い。
- ・不妊・不育症ともに、相談や医療費助成等のサポート体制が整っていないことが不安となり、子どもを持つことを望む方が妊娠をあきらめてしまうこともある。
- ・周産期医療の進歩、充実により新生児の死亡率は低下してきているが、出産の高齢化等によるハイリスク分娩に備えていくためにNICU（新生児集中治療室）等を確保する必要がある。そのため、NICU等への長期入院児の退院を促進し、在宅で療養できる体制を構築する必要がある。

4 子育て

(現状と課題)

- ・核家族化、家族・地域の絆の希薄化進展に伴い、祖父母からの子育て支援や地域の見守り力が弱くなっている現状がある一方で、20~40歳代の有配偶者では親の住まいが近くにあるほど、実際の子どもの数も理想の子どもの数も多くなる傾向にある。(みえ県民意識調査研究レポート(平成26年度))
- ・祖父母と同居または祖父母宅と近接しているほうが、子どもの数が多いという調査結果もある。
- ・第2子以降の出生には男性の育児参画が影響する(女性の育児負担を減少させるとともに、心理的な孤立感をなくすことができる)ともいわれている。
- ・父親の育児参画についての考え方は、年齢層が低くなるほど、「積極型」(父親も母親と育児を分担して、積極的に参加すべき)の割合が高い。(第3回みえ県民意識調査)

- ・末子が就学前の男性の6割以上が一週間に49時間以上働いており、帰宅時間が20時以降の割合が4割程度になっている。(みえ県民意識調査研究レポート(平成26年度))

子ども・子育て支援新制度に関する議論は子ども・子育て会議で、ひとり親家庭への対策は社会福祉審議会児童福祉専門分科会で議論

- ・平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の本格的な施行に向けて、国の動向を注視し市町と協議して、県及び市町が策定する計画について着実に準備を進めることが必要。
- ・復職前からの慣らし保育の実現を求める声がある。
- ・少子化が進展する一方、保育所や幼稚園等において、発達障がい児等への支援ニーズが増加しており、子どもや保護者に対する相談・専門的な支援などきめ細かな環境整備が求められている。とりわけ、身近な地域で早期に専門的な対応を行い、一貫した支援が行える人材が求められている。
- ・児童虐待相談対応件数は全国的に増加傾向にあり、本県も、平成25年度は1,117件と過去最多であった。また、平成24年に桑名市・四日市市で、母親からの虐待により乳児が死亡する痛ましい事例が発生しており、二度と同様の事例が発生しないようにするため、児童の一時保護等の法的対応・介入型支援の強化が必要である。
- ・平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は2012年時点で16.3%と過去最悪となっている。
- ・ひとり親家庭の子どもたちは、精神面や経済面で不安定な状況におかれていることにより、学習や進学への意欲が低下したり、十分な教育を受けられず、子どもたちの将来に不利益な影響を与えかねない状況にあると思われる。

5 働き方

(現状と課題)

- ・県の25～44歳の育児をしている女性の有業率は58.3%で、全国平均(52.4%)より高い。(平成24年就業構造基本調査)
- ・県の女性の雇用者(役員を除く)に占める非正規就業者の割合は60.8%で、全国平均(57.5%)より高く、全国では4番目の高さとなっている。(同上)
- ・県の女性の有業率を見ると、依然として30歳代を底とするM字型であるが、平成24年は平成19年と比べると「30～34歳」は7.4ポイント、「35～39歳」は2.8ポイント上昇し、M字型カーブは底上げされている。(同上)
- ・県の20～50歳代の専業主婦に相当する有配偶の女性では92.4%の方が就労を希望しているとの調査結果もある。(第3回みえ県民意識調査分析レポート)
- ・企業においてもワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の取組等を進めているが、男性の育児休業の取得や家事参加はあまり進んでおらず、また、男性の長時間労働についても改善が進んでいない現状がある。

- ・企業においても、女性にとって働きやすい企業、子育てしやすい企業としてのイメージアップを図り、良い人材を得たいとしているところもある。
- ・働きながら妊娠した女性のうち、4人に1人がマタニティ・ハラスメントを経験している。マタニティ・ハラスメントが起こる理由の1位は、「男性社員の妊娠出産への理解不足・協力不足(66.1%)」、2位に「フォローする周囲の社員への会社からの制度整備などのケア不足(39.3%)」などとなっている。(連合非正規労働センター「マタニティ・ハラスメントに関する意識調査」2014年6月)
- ・労働者からの「婚姻、妊娠・出産などを理由とした解雇などの不利益な扱いを受けた」等のマタニティ・ハラスメントに関する労働局への相談は、改正雇用均等法が施行された平成19年度の2,722件から増加傾向にあり、平成25年度も3,371件ある。(厚生労働省「都道府県労働局雇用均等室での法施行状況」)

6 少子化対策についての意識の高まり、環境の整備等

(現状と課題)

- ・地方においては、教育・保育サービスの拡充など子育て支援策は着実に進んでいるが、他方でライフプラン教育の実施、未婚化・晩婚化対策や妊娠・出産に向けた環境整備、働き方の見直しなどの分野は、行政(県・市町)でも取り組まれているが、依然として手薄な感が否めない。
- ・少子化対策に資する取組を行っている地域の活動団体等があるが、団体の活動内容等が把握できておらず、また、それぞれの取組は団体等の中で情報共有や、連携が不十分である。
- ・県民は少子化対策の必要性について理解はしているが、諸外国の状況と比較すると、男性の育児参画などで取組が遅れているのが現状である。

重点的な取組（案）

解決を図るべき課題のうち、これまであまり取り組まれておらず、中長期的な展望のもとに、今後 5 年間で効果が期待でき、かつ、必要性和優先度が高い取組を、特に「重点的な取組」として位置づけ、数値目標を設定し、進行管理を行っていく。

平成 25 年度まで

1 ライフプラン教育の推進

（課題等）

- ・核家族化が進行し、地域の結びつきも弱くなる中、子どもが、家庭を築き、家庭生活や家族の大切さなどについて考える機会が少なくなっている。
- ・妊娠・出産に関して、医学的な適齢期があることや不妊の原因の半分は男性にあるということがあまり知られていない。

（めざすべき方向性）

- ・家族の大切さ、妊娠・出産に関する医学的知識等の習得が児童・生徒を含めた若い世代の間に広がり、自らの人生設計を考える基盤ができていく。

2 若者雇用の推進

（課題等）

- ・平成 25 年度の厚生労働白書によると、非正規で働く 30～34 歳男性の既婚率は 28.5%で、正社員の 59.3%を大幅に下回る現状があり、若い世代で年収 300 万円以下では既婚率が 10%に満たない。
- ・また、結婚相手に望む条件については、女性では「経済力」を重視する割合が高く、男性においても結婚相手の「経済力」を考慮する割合が増加している。
- ・第 3 回みえ県民意識調査結果では、20 歳代から 40 歳代の未婚の方の「いずれ結婚するつもり」と答えた方は、男女とも世帯年収が増えるほどその割合が高くなっているなど、経済基盤と結婚の関係が浮き彫りになっている。
- ・そのため、若年者が結婚に向けて安定した経済基盤を確立できるようにするため、就職や就労のミスマッチ解消に向けた支援が必要。

（めざすべき方向性）

- ・安定した就労を求める方への支援が進み、若者の経済基盤が安定している。

3 出逢いの支援

（課題等）

- ・結婚していない理由は、「出逢いがない」、「理想の相手に出逢えていない」が上位を占めており、結婚を望む人にさまざまな出逢いの場を提供していく必要がある。

（めざすべき方向性）

- ・結婚を希望する方に出逢いの場がニーズに応じて提供されるとともに、コミュニケーション能力などの支援体制が整っている。

4 周産期医療などハイリスクな医療的ケアへの対応

(課題等)

- ・ 出産の高齢化等によるハイリスク分娩に備えるとともに、NICU長期入院児等の在宅移行への支援や在宅医療・福祉体制の整備が必要。
- ・ 出産の高齢化等によるハイリスク分娩に対応可能な周産期母子医療センターの機能がより充実するよう整備が必要。
- ・ 医療の高度化により救われる命が増えている中でNICU等に長期入院を要する児の在宅移行への支援や、在宅医療・福祉体制の整備が必要。

(めざすべき方向性)

- ・ 安心して産み育てられるように、妊産婦・新生児の医療提供体制の充実が図られている。
- ・ 医療的ケアが必要な児が家族の一員として地域で生活ができるよう医療・福祉等の体制整備が進むとともに関係職種の人材育成が行われている。

5 不妊で悩む家族への支援

(課題等)

- ・ 夫婦の6組に1組は不妊の検査や治療を受けたことがある状況の中、不妊で悩む家族に対して、相談体制の充実、不妊治療に対する経済的支援など、きめ細かなケアを行う必要がある。

(めざすべき方向性)

- ・ 不妊や不育症に悩む夫婦が安心して治療や相談が受けられるようになっている。

6 産前・産後ケアの充実

(課題等)

- ・ 妊産婦の孤立化が進む中、特に産院退院直後は体調が回復していない段階で初めての育児や環境変化への適応等、産婦の悩みや孤立感が高まり、このことが第2子以降の出生行動に影響を与えるという指摘がある。
- ・ 児童虐待による死亡事例は、乳児期の子どもが多くを占めており、その背景には母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていたり、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題があるとの指摘もある。
- ・ 妊娠した際にはまず産婦人科に行き、出産後の母子検診や乳児健診、幼児健診や予防接種は、医療機関や保健センター等受ける場所が地方自治体により異なっている。また、育児の相談についても保健センターや子育て支援センターなどで行われており、行政的にも保健と福祉と管轄部署が異なっており、これらが連携した切れ目のない支援が受けられる体制整備が必要。

(めざすべき方向性)

- ・ 出産前の健診から子どもが就学するまで、子どもだけでなく子育て家庭に関するすべての相談や支援が、切れ目なく受けられるようになっている。

7 男性の育児参画の推進

(課題等)

- ・夫の家事・育児参加時間が長いと、第2子以降の出生割合が増えるという調査や、第3子になると、夫が育児参画していないと女性の出生意欲は低下するという調査結果がある。
- ・子どもの社会を生き抜く力を育む親の積極的な関わりが求められている。

(めざすべき方向性)

- ・男性の育児参画が進むとともに、配偶者へのサポートや育児参画が大切であるという考え方が広まっている。
- ・子どものときに、多くの大人に触れて社会性や職業観が育っている。

8 児童虐待の防止

(課題等)

- ・平成25年度に開発したリスクアセスメントツールに加え、初期対応以降における児童・家庭への的確な支援を行うためのアセスメントの充実が必要となっている。
- ・市町における児童相談体制の強化に向けて、引き続き、定期協議を実施し、規模、体制など市町の実情に応じた支援が求められている。

(めざすべき方向性)

- ・地域社会全体で未然防止や早期発見・早期対応に取り組むことにより、児童虐待から子どもが守られている。

9 社会的養護の推進

(課題等)

- ・虐待を受け、「大切にされる体験」を奪われて安心感や自信を獲得できていない子どもなど、社会的養護が必要な子どもが増えており、家庭的な環境の中で特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下での養育が必要となっている。

(めざすべき方向性)

- ・里親委託や施設の小規模グループケア化が進み、家庭的な養護体制の整備が進むとともに、虐待を受けた子ども等に対する支援体制が整い、子どもの自立支援や権利擁護の取組が充実している。

10 子どもの貧困対策

(課題等)

- ・平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は2012年時点で16.3%と過去最悪となっている。

(めざすべき方向性)

- ・ひとり親家庭などの就業を支援し、雇用環境を整え、子育て支援が充実し、子どもの育ちへの影響が解消しつつある。

1 1 家族を支える取組支援

(課題等)

- ・核家族化、家族・地域の絆の希薄化進展に伴い、祖父母からの子育て支援や地域の見守り力が弱くなっている現状がある一方で、祖父母と同居または祖父母宅と近接しているほうが、子どもの数が多いという調査結果も現れている。
- ・出産を契機として夫婦間が悪化する「産後クライシス」といった問題も含め、妊娠・出産・子育て期の各夫婦に適切な情報を与える相談体制づくりも必要。

(めざすべき方向性)

- ・行政を含む地域社会が、それぞれの「家族」を支える適切な取組が行われ、県民が「家族の一員」として安心して暮らしている。

1 2 発達障がい児等に対する支援

(課題等)

- ・発達が気になる子どもの割合は増加傾向にあり(文部科学省調査) また、社会における発達障がいに対する認識度の高まりを受けて、発達障がい児等への支援ニーズが高まっている。
- ・発達障がい児等に対して、身近な地域において、早期発見と成長段階に応じた適切な関わりや支援が途切れることなく行われるよう体制づくりが必要となっている。

(めざすべき方向性)

- ・発達障がい児等に対する途切れのない支援体制が、市町等との連携により構築されることにより、本県で生まれ育つ子どもが健やかに成長できる環境が整備されている。

1 3 仕事と家庭の両立支援

(課題等)

- ・女性の有業率は30歳代の出産・育児期に低下し、子育てが一段落した40歳代で再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」を描いている。
- ・県では20~30歳代の専業主婦等の90%以上が就労を希望しており、子育て期の就労ニーズは高い。(第2回みえ県民意識調査)
- ・専業主婦希望が多かった女子学生にライフプラン教育を行ったところ、就労継続希望が増えたという事例もあり、女性自身の意識もM字カーブに影響していることが想定される。
- ・女性が働き続けることができる環境づくりや出産等で離職した女性の再就職への支援、女性自身の意識変化を促す等多様な観点から事業を展開する必要がある。

(めざすべき方向性)

- ・仕事と家庭の両立に関する職場の理解や環境整備、女性の意識変化が進み、結婚や出産後も働き続ける女性が増えているとともに、一度職場を離れた場合でも再就職への支援体制が整っている。
- ・職場の管理職は皆、「育ボス」であり、子育てに優しい企業となっている。